

## 平成23年度予算の編成について（通知）

戦後一貫して「規模の拡大」を図ってきた我が国社会は、今や大きな転換期にある。

バブル崩壊後、経済成長率は1%という低成長が続いている。経済成長の低迷などにより、雇用問題、格差の拡大、医療・介護問題、治安など、将来や日常生活における不安も広がっている。

また、一貫して増加を続けてきた総人口も減少に転じている。高齢化率は20%を超えて上昇を続けている。

こうしたことから、我が国は「規模の拡大社会」が終わり、緩やかな経済成長の中で人口減少と高齢化が進行する「成熟社会」を迎えていると言える。

そこで、平成23年度予算では、このような社会の大きな転換に的確に対応できる予算とする。

まず第一に、「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」の総仕上げを行う。

「成熟社会」にあっては、生活の質を高める「ゆとりの創造」が必要であると同時に、「成熟社会」にあっても着実な成長を維持し続ける「チャンスの拡大」を押し進めることが重要である。

すでに本県では「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」を策定し、全国に先駆けてこの課題に取り組んできた。平成23年度はプランの最終年度にあたることから、この取組を更に加速し、確かなものとする。

第二に、「将来を見据えた政策への集中投資」を進める。

「成熟社会」にあって、本県が新たな社会モデルの範を示すためにも、将来に向かって積極的な投資を行っていくことが重要である。

そこで、県民や県内企業の「チャンスの拡大」を図り、「人間への投資」による人材育成を行い、「成熟」を源泉とする成長を目指していく。

また、本県が持つ強みをより一層磨き上げ戦略的に発信することによって「埼玉ブランド」を向上させる取組、全国一の防犯パトロールに象徴される本県の県民結集力を最大限活かし、「共助」の仕組みを更に拡大する取組なども積極的に進めていく。

最後に、「事務事業の総点検を踏まえた見直し」を進める。

本県の財政状況は県税収入に一定の増加を期待しても、依然として1,000億円を超える巨額の収支不足が見込まれる状況にある。新たな行政課題に対応するためにも、これまで以上に既存の事務事業を徹底的に見直すことが不可欠である。

平成23年度予算編成に当たっては、事務事業の総点検が行われた趣旨を再度確認し、全ての事務事業についてゼロベースから見直しを行うことにより、事務事業の新陳代謝を高め、効率的かつ効果的な事業展開を目指していく。

以上、「成熟社会」のトップランナーとしての本県の地位を不動とするために、下記により予算編成を行うこととしたので、財務規則第4条の規定に基づき、命により通知する。

## 記

### 基本的な考え方

- 1 「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」の総仕上げ  
平成23年度は「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」の最終年度に当たることから、プランを実現するための取組を更に加速し確かなものとする。
- 2 将来を見据えた政策への集中投資  
次期5か年計画を見据え、「未来への投資」や「埼玉モデルの共助社会の構築」など、今後の成熟社会において県に求められる政策へ集中的に投資する。
- 3 事務事業の総点検を踏まえた見直し  
全ての事務事業について例外なく見直しを行うことで事業の新陳代謝を加速し、社会情勢の変化に適切に対応する。

### 総括的事項

- 1 経費の見積り  
予算要求における各経費の見積りに当たっては、常に「最少の経費で最大の効果」を上げることが念頭に置き、既存事業の取組成果を十分に評価・検証し、真に必要な事業量を適正に見込むこと。
- 2 部局連携  
複数の部局にまたがる政策課題については、担当する領域だけでなく、他部局が所管する分野にも積極的に意見・提案を行うなど、予め関係部局間で施策の協議・調整を十分に行い、部局連携による効果的な施策展開に努めること。
- 3 県民参加  
「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」のポイントは、県民力の結集であることを踏まえ、できる限り県の信用力を生かした県民参加型のムーブメントによる施策展開で成果を上げる仕組みを考えること。
- 4 官民協働  
「埼玉県官民協働・民間開放の推進指針」を踏まえ、県がつなぎ役となりNPOや民間企業、大学など地域の多様な力を結集して、様々な課題を解決していくための取組を一層推進すること。  
また、民間活力の積極的な活用や民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、県業務の質的向上とコストの縮減を図ること。
- 5 手段の再検討  
補助、融資、条例等による規制など様々な手段があるなかで、目指す行政目的を達成するため、どの手法が最適であるか十分に吟味すること。  
助成する場合も採択基準や実績に応じた助成など成果が確実に高まるような見直しを行うこと。

## 6 事業の位置づけの明確化

施策全体の中での事業の位置づけを明確化すること。

## 7 財源確保

厳しい財政状況を踏まえ、受益者負担の原則に立ち返り、使用料・手数料や各種負担金等の特定財源の確保に努めるほか、県税納税率の向上や県有財産の利活用・売却、新たな歳入の確保など、自主財源の充実・確保に努めること。

## 8 国の予算編成等への対応

国の予算編成や地方財政対策の動向に十分注意し、予算編成に的確に反映させること。

### 予算見積りの考え方

#### 1 歳入関係

歳入予算の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、さらなる収入確保に努めること。ただし、見積りに当たっては過大とならないよう十分留意すること。

##### (1) 県税

経済情勢の推移、税制改正の動向、地方財政計画等を十分に勘案し、的確な判断により見積もること。また、引き続き納税率の一層の向上に向けて取り組み、税収の確保に努めること。

##### (2) 国庫支出金

国の法律改正や制度改正、予算編成の動向を注視しながら、国との間で十分な事前協議を行うとともに、県の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、県負担に配慮の上、積極的な確保に努めること。

また、国等からの受託事業については、組織定数や人件費を含めた県業務への影響を踏まえ、その必要性を十分に検討し、重点化を図ること。

##### (3) 使用料及び手数料

別途、通知する「使用料・手数料の見直し」(平成22年10月19日付け財第279号企画財政部長通知)を踏まえ、受益者負担の原則に則り、適切かつ積極的な見直しを行い、その適正化を図ること。

また、国の法令、地方財政計画の改正、施設の改築等により改定すべきものについては、速やかに対応すること。

##### (4) 財産収入

財産の現況を的確に把握し、将来にわたって利用する予定のない県有財産については、財源の確保を図る観点から早期処分を努めること。

##### (5) 貸付金に係る元利収入等

貸付金の元利収入等の債権については、「債権管理の適正化のための取組方針」(平

成20年9月25日付け財第302号財政課長通知)を踏まえ、適切な債権管理による収入の確保に努めること。

(6) 県債

適債事業については、後年度の財政負担を考慮しつつ適切な県債の充当を見込むこと。

(7) 国の経済対策により設置した基金の活用

国の経済対策により設置した基金については、積極的な活用に努めるとともに、用途の拡大や要件の緩和などが必要と判断されるものについては、国へ要望するなど、限られた期間で可能な限り有効に活用できるよう努めること。

特に、平成23年度に活用期限を迎える基金については、原則として全額を予算計上するよう最大限の努力をすること。

(8) その他の歳入

その他の歳入については、過年度の実績等を踏まえて的確に積算すること。

## 2 歳出関係

各部局の歳出予算の要求上限額(要求枠)は、重点政策枠を除き、別途指示する額とするので、厳守の上要求すること。

また、既存事業については事務事業の総点検の結果などを踏まえ、原則全ての事業について見直しを行い、事業の新陳代謝を図ること。

(1) 重点政策枠

「未来への投資」や「埼玉モデルの共助社会の構築」など、今後の成熟社会において県に求められる政策に係る新規の事業については、通常の実績枠とは別に要求できること。

ただし、事業の構築に当たっては、以下の点を厳守すること。

- ( ) 既存制度への単なる上乗せや横だしではなく、「ニアイズベター」の実践や、国や他の自治体の先導モデルを目指し、本県の独自性や知恵を盛り込むようにすること。
- ( ) 対象となる事実を正確に把握する姿勢を持ち、問題点の的確な把握、最適な手法を選択することで、課題の着実な解決につなげること。
- ( ) 効果的な手法により時限を区切って集中的に取り組むことにより、課題のスピーディーな解決につなげること。

なお、重点政策枠に係る事業については、計画調整課も審査に加わることであり、留意すること。

(2) 経費区分

事業の経費区分は次のとおりとする。各事業は既に定めた経費区分を変更できないものとする。

A 経費：経常的経費や内部管理的経費

A - 1 : 算出方法が法定された義務的事業

- A - 2 : 全国一律の制度や協定等により負担が定められた事業
- A - 3 : 全額特定財源の事業
- A - 4 : 既設定の継続費・債務負担行為
- A - 5 : 内部管理的な経費
- A - 6 : 既存施設の維持運営費（平年度分）
- A - 7 : 県の委託施設に関する事業（平年度分）
- A - 8 : 国庫補助事業
- A - 9 : 県単事業

B 経費：政策的議論を徹底する経費

- B - 1 : 新規事業（重点政策枠、見直し要求枠）
- B - 2 : 指定継続事業
- B - 3 : 一般継続事業
- B - 4 : 施設の維持運営費（新規扱い分）
- B - 5 : 一般継続事業（A 経費からの移行事業）
- B - 6 : 人件費
- B - 7 : 公債費
- B - 8 : 扶助費
- B - 9 : 公共事業（国庫補助等）
- B - 10 : 県単公共事業（県単独・地方特定）
- B - 11 : 団体補助

（3）財源の流用

経費区分ごとに示された財源の区分間流用については、別紙（平成23年度予算編成に係る財源流用について）のとおりとする。

事務事業の総点検による見直し額は新規事業（B1）のみに活用できることとしているので留意すること。

（4）審査方法

いずれの事業についても、知事審査後に予算案として確定するものであること。

なお、A 経費については、平成22年度予算編成から各経費の見積もりについて要求額を審査することとしているが、平成23年度予算編成においても、全ての事業について事務事業の総点検を行った意味を踏まえ、同様の取り扱いとするので留意すること。

（5）個別経費の見積もり

（ ）義務的経費

公債費、地方消費税清算金、県税還付金、県税に係る市町村交付金、法令等に基づく義務的経費は、現行制度（制度の改正が見込まれるものは改正後の制度）により、その要求額を算定すること。

（ ）投資的経費

・公共事業

公共事業については、客観的評価基準に基づく評価を踏まえ、投資効果のより高

い分野・箇所への集中投資を行い重点化を図るほか、限られた財源でより大きな事業量の確保が可能となるようコスト縮減に努めること。

また、事業効果の早期発現、実態に合わせた事業の進捗調整、事業効果の事後評価等を徹底すること。

・その他の投資的経費

県民生活に直結した緊急性の高いものや本県の発展に欠かすことのできない事業に限定し、当該事業の執行がより高い経済波及効果を生むよう手法の工夫を行うこと。

( ) 外郭団体への支出

公益法人制度改革など、団体を取り巻く環境が変化する中で、その存在意義を検証し、在り方や事業について不断の見直しを行うとともに、一層の効率性の発揮に向けて経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。

特に、団体に対する財政支出については、経営の効率化及び自立化を促進する観点から、補助及び委託の内容、方法など必要な見直しを行った上で、予算要求額を算定すること。

( ) 公益的法人への派遣職員に係る人件費

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を適正に運用するため、派遣職員に係る給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当）については、原則として県から直接支給するものとして要求すること。

( ) 補助金

各種補助金については、社会情勢の変化を踏まえ、次の考え方にに基づき、補助制度の在り方を個々の事業ごとに十分に精査・検証の上、積極的に見直しを行い、廃止や終期設定を行うこと。

特に、国庫補助事業に県単独で任意の上乗せを行っているものや零細補助金については、廃止を前提に見直すこと。

なお、新たな財政負担を伴う補助事業は創設しないこととし、既存事業のスクラップにより創設する場合であっても、同様の観点から必要性等を十分に吟味すること。

〔補助金見直しの考え方〕

- ・補助対象団体の自立性の促進
- ・補助成果の明確化
- ・採択基準や実績に応じた助成など成果が確実に高まる見直し
- ・負担能力に応じた補助対象の見直し
- ・各種団体への人件費補助等の見直し
- ・統合・廃止や補助実績による類似・零細補助金の見直し

( ) 基金の見直し

さいたま博覧会記念人材養成基金、埼玉県森林整備担い手基金など、設置後長期間が経過し常態化している基金については、廃止を含めて必要性を検討すること。

( ) 市町村支援

県から市町村への財政支援については、地方分権を推進するため、市町村との役割分担、市町村の自主性・自立性のさらなる向上、県の行政目的に寄与しているかどうかという視点に立って、補助金の統合や重点化、補助率の適正化、市町村の特性に応じた制度改正等の見直しを積極的に図ること。

なお、見直しに当たっては、市町村に対して事業の状況や県の財政状況等について説明の上、十分に協議調整を行い、相互理解と共通認識に立った見直しとなるよう留意すること。

( ) 制度融資

民間においても同様のサービスが提供されていないかなど、制度融資の必要性を十分に検討するとともに、利子補給率や預託金利等の各種条件についても直近の金利動向を踏まえ見直しを行うこと。

また、融資枠の設定に当たっては、過去の実績や後年度の財政負担を十分考慮し、適切に行うこと。

( ) 情報システム

住民サービスの向上と業務改革の視点から、費用対効果を検証し、効率的なシステム運用を行うこと。また、その経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、新たなシステムの構築については、業務改善の視点に立ち、対象業務を精査した上で、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

なお、情報企画課による「平成22年度情報システム評価」の結果を十分踏まえ、要求すること。

( ) その他

「彩の国みどりの基金」、「埼玉県ふるさと雇用再生基金」及び「埼玉県緊急雇用創出基金」の取扱いについては別途調整を図ることとする。

3 継続費、債務負担行為

新規に設定しようとする場合は、後年度において過度の財政負担を招かないよう、中長期的な視点に立って事業規模、年割額等について十分に検討すること。

4 特別会計

各特別会計においては、中長期的な事業計画を踏まえ、一般会計と同一歩調で改革を進めること。

特に、社会情勢や財政規模など設置当時の前提となった条件が大きく変化している特別会計については、廃止を含めて必要性を検討すること。

5 公営企業会計

公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者にあつては、所管事業の経営状況及び今後の見通しを的確に把握し、事業収入の確保や中長期的な収支見通しに基づく経営改善、合理化の推進等に努め、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

#### 予算見積調書の提出期限

平成22年11月5日(金)

なお、予算見積調書の作成に当たっては、予算編成システムを使用することとなっているので、留意すること。

#### その他

取扱いの細部については、別途通知する「平成23年度予算編成事務の取扱いについて」(平成22年10月19日付け財第278号財政課長通知)による。